

審理員候補者名簿(危機管理部)

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第17条に規定する審理員となるべき者の名簿は、次のとおりとする。

処分等の分類	審理員となるべき者
危機管理部総務課が所掌する事務に係る処分等	1 危機管理部総務課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者
危機管理部防災支援課が所掌する事務に係る処分等	1 危機管理部防災支援課の副課長の職にある者 2 危機管理部総務課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者
危機管理部災害対策課が所掌する事務に係る処分等	1 危機管理部災害対策課の副課長の職にある者 2 危機管理部総務課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者
危機管理部消防保安課が所掌する事務に係る処分等	1 危機管理部消防保安課の副課長の職にある者 2 危機管理部総務課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者